

新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（アリゾナ州の水際対策上特に懸念すべき変異株指定地域からの解除について）

2021年9月17日  
在ロサンゼルス日本国総領事館

●アリゾナ州に居住・滞在されている方につきましては、本年6月4日以降実施されました日本入国時に検疫所長の指定する場所において3日間待機するとの指定地域から解除されることとなりました。

（発表内容の詳細に関しては、以下のリンク先をご確認ください。）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_20210125.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_20210125.html)

●この指定解除により、日本時間9月20日午前0時以降、これまで指定地域となっていたアリゾナ州を含む米国各州に居住・滞在されていた方が日本に帰国・入国される場合には、入国時の検査で陰性と判定されれば、指定場所での3日間の待機は免除され、14日間の待機をご自身で用意した宿泊場所（自宅等）で実施（移動に際しては公共交通機関は不使用）していただけるようになりました。

なお、本邦への帰国・入国に際しては、引き続き、出国前72時間以内に検査・発行された有効な陰性証明の取得に加え、様々な事前準備が必要となります。詳しくは、（注）をご参考ください。

（注）本邦への帰国・入国に際して必要となる手続き

○手続きの全容について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

○「出国前72時間以内の検査証明書」の提示について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00248.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html)

（日本帰国時の検査証明書の厳格化についてはこちら↓）

[https://www.la.us.emb-japan.go.jp/pdf/kensashomei\\_genkakuka.pdf](https://www.la.us.emb-japan.go.jp/pdf/kensashomei_genkakuka.pdf)

（厚生労働省書式または同等の内容で72時間以内検査陰性証明書の発行が可能な医療機関についてはこちら↓）

[https://www.la.us.emb-japan.go.jp/pdf/MHLW\\_KensaInseiShomeisho0726.pdf](https://www.la.us.emb-japan.go.jp/pdf/MHLW_KensaInseiShomeisho0726.pdf)

（加州で検査・入手したPCR検査証明を日本入国用の所定書式に書き換えることを希望する場合に書換え可能な医療機関についてはこちら↓）

<https://www.la.us.emb-japan.go.jp/pdf/CAPCRCertificateTestResult.pdf>

※できるだけ正確な情報提供に努めておりますが、最新情報に関しては、必ずご自身にて各医療機関にご確認ください。

○誓約書の提出

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00249.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html)

(誓約書そのものについてはこちら↓)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000806701.pdf> (日本語)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000806702.pdf> (English)

○スマートフォンの携行・必要なアプリの登録

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00250.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html)

○質問票の提出 (出発前に QR コードを取得してください)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00251.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00251.html)

○Q&A (帰国後の検疫について水際対策の抜本的強化について)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_ga\\_kanrenki\\_gyou\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_ga_kanrenki_gyou_00001.html)

○Q&A (検査証明書の確認について)

<https://www.la.us.emb-japan.go.jp/pdf/CertificateOfTestingQA.pdf>

(問い合わせ窓口)

○外務省領事サービスセンター (海外安全相談班)

住所 : 東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話 : (東京 03) 3580-3311 内線 2902

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症電話相談窓口

日本国内から : 0120-565-653 (フリーダイヤル)

海外から : +81-3-3595-2176 (日本語・英語・中国語・韓国語に対応)

○出入国在留管理庁 (入国拒否、日本への再入国)

電話 : (代表) 03-3580-4111 (内線 4446、4447)

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話 : 0570-011000 (ナビダイヤル : 案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。) 一部の IP 電話からは、03-5363-3013

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC 版・スマートフォン版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html> (モバイル版)